

北秋田市集中改革プラン

秋田県北秋田市
平成18年3月

北秋田市集中改革プラン

も く じ

集中改革プラン策定の主旨 1

- 1．策定の主旨 1
- 2．改革の必要性と理念 2
- 3．取組み事項 3
- 4．実施期間 3
- 5．推進体制の構築 3

集中改革プランの内容 4

- 1．事務事業等の改善・再編・統廃合等 4
- 2．民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む） 5
- 3．定員管理・給与の適正化等 7
- 4．組織機構の見直し 10
- 5．第三セクターの見直し 12
- 6．経費節減等の財政効果 13
- 7．地方公営企業の経営改革 17

改革により目指すもの 23

集中改革プラン策定の主旨

1. 策定の主旨

少子高齢化の進行、人口減少社会の到来、また、国、地方を通じた厳しい財政状況の中で、地方公共団体はそれぞれの地域にふさわしい持続可能な行政サービスを提供できる分権型社会システムに転換していく必要があります、これまで行政が主に担ってきた行政サービスの提供を、地域における市民団体や NPO、企業等の多様な主体が担えるような多角的な仕組みを整えていくことが求められています。

このような状況下、地方公共団体は新たな視点に立って不断に行政改革に取り組み、その体制を見直していくことが重要な課題であります。

総務省は、平成17年3月29日に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(以下「指針」という。)を示し、地方公共団体に人口減少時代の到来などの社会情勢の変化に一層適切に対応した行政改革の積極的な推進をこれまで以上に求めており、地方公共団体に、この指針を踏まえた新たな行政改革大綱の策定と集中改革プランの策定を求めています。

本市では、平成17年3月22日に合併し、現在合併協議を踏まえた中で行財政運営に取り組んでいますが、合併初年度で生じた課題、逼迫する財政状況など喫緊の課題を抱えております。それらに対応するため、指針に基づき「集中改革プラン」を策定し、中長期的な視点に立ち、市民の理解と協働のもと、施策・事業の重点化と効率化に努めるとともに、職員の意識改革と能力向上に努め、良質な市民サービスと効率的・効果的な行財政運営を推進するために策定するものです。

また、策定内容については、今後社会の進展の動向を見極める中で、必要に応じて見直しを行い、広報やホームページ等を通じて住民へ公表してまいります。

2 . 改革の必要性和理念

厳しい行財政環境の中、地方分権や少子高齢化社会への対応を的確に克服していくため、新たな発想による改革を推進します。また、住民ニーズの多様化にも住民と行政の役割分担の見直し、新たなしくみの構築を図り、行政コストの削減だけでなく持続可能な財政運営を目指していきます。

(1) 行政の公平性、効率性の追求

行政サービスの公平性、適正な受益者負担を原則とし、真に必要な事業の選択を行い効率的な行政運営を目指します。また、コスト意識の醸成と成果志向への転換を図るため職員の意識改革を進めるとともに、行政の透明性を図る観点から明確な説明責任を果たすことができる情報公開の一層の推進と意思決定のスピード化を図ります。

(2) 住民と行政の協働によるまちづくり

住民が主役であるという原点を忘れず、自己決定、自己責任に基づき、住民が主体的に参画するまちづくりを進めていきます。そのためには、地域住民、民間団体、行政が情報を共有して、役割を分担し、対等な立場、協働で連携し、自立した地域社会づくりを目指すこととし、必要に応じて補完・支援を行うこととします。

(3) 住民サービスの向上

利便性の向上は勿論、人々のふれあい、地域コミュニティの育成、多様なネットワークの形成、産業の活性化を図り心の充実が実感できる施策の推進を行っていきます。

3．取り組み事項

本計画で取り組む事項は、以下のとおりです。また、取り組み期間中における社会経済状況の変化等により、新たに取り入れるもの、方針を変更し継続するもの、廃止するもの等、取り組み方針について見直しを行い実施していくものとします。

- (1) 事務事業等の改善・再編・統廃合等
- (2) 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）
- (3) 定員管理・給与の適正化等
- (4) 組織機構の見直し
- (5) 第三セクターの見直し
- (6) 経費節減等の財政効果
- (7) 地方公営企業の経営改革

4．実施期間

「北秋田市集中改革プラン」の実施にあたっては、平成17年度から平成21年度までの5カ年の取り組み目標を策定し、推進します。

また、北秋田市行政改革大綱の基本方針及び主要項目事項においても、本集中改革プランとの整合性を図りつつ、継続して取り組むこととし、新たに取り組む改革プランの取り組み事項については、随時追加事項として取扱うこととします。

5．推進体制の構築

「集中改革プラン」の総合的かつ組織的な推進を図るため、市長を本部長とする「北秋田市行政改革推進本部」を設置し、より機動力のある推進体制を目指して、全庁をあげて改革を実行していくための組織の構築を図ります。

集中改革プランの内容

1. 事務事業等の改善・再編・統廃合等

新たな行政需要や多様化する市民ニーズに柔軟に対応していくため、計画(plan)、実施(do)、評価(check)、改善(act)というPDCAサイクルを定着させ、事務事業全般にわたり、行政と市民との役割分担のあり方、受益と負担の公平確保、費用対効果など、幅広い角度から精査し、選択と重点化を図るとともに、事務事業の再編・整理や廃止・統合等の見直し、整理合理化に努めます。

【平成17年度から21年度までの取組目標】

取組項目	年度	内容	財政効果額(千円)
行政評価システムの導入	18検討 19実施	総合計画のスタートにあわせ、政策・施策評価システムを構築する。	
*パブリックコメント制度の導入	18検討 19実施	市の基本的な計画の策定について、案を公表し、市民から意見を求める。	
合併未調整項目の整理	17実施	合併時に調整できなかった事務事業について整理する。	
道路維持業務の再編	18検討 19実施	充実した機能を発揮するため、道路維持業務の再編を図る。	
敬老式事業	19実施	敬老行事の見直し及び敬老祝い品の廃止	27,000
各種データベースの一元化	18検討 19実施	各部課において、実施している各種データ等の管理を一元化し、事務事業の効率化や経費の削減を図る。	

*パブリックコメント制度

市の重要な施策、計画などを策定していく中で、その素案を公表し、広く市民の意見や情報を求め、提出された意見などを考慮して決定していくものです。この制度を行うことによって、政策決定過程における公正性の確保と透明性の向上を図り、市民参加による開かれたまちづくりの実現を目指します。

<行政評価システムの導入>

市の政策・施策や事務事業について計画を立てて実行し、その成果を共通の指標に基づき評価して、次の計画に反映させるというマネジメントサイクルを確立することにより、市政運営における行政資源の効果的配分を図るとともに、評価結果を公表す

ることにより、行政の透明性の向上を図り、市民参画の市政を推進する。

なお、行政評価システムの導入については、平成19年度の実施を目指します。

2. 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）

本市においてこれまでも民間委託など民間活力の導入を積極的に進めてきましたが、さらに推進し、一層のサービス水準の向上と業務の効率化を図るために、民営化・民間委託・PFI・指定管理者制度などを活用します。

本市がおこなっている事務事業の洗い出し作業において、行政評価を実施し適切な評価に基づき継続事業を決定することとしています。

その際、委託化が可能なものの選択を進めるとともに、評価結果の公表に併せ委託先等の公表について21年度までに検討します。

< 指定管理者制度の活用等 >

地方自治法の一部改正に基づく指定管理者制度は、「公の施設」の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としている制度です。

本市では、公設民営化等による民間能力の活用を図る観点からも、地方自治法の改正により創設された指定管理者制度をより効果的なものとするため、次により検討を行っていきます。

(1) 現在、管理委託を行っている「公の施設」については、平成18年4月1日から導入を進めていきます。

(2) 現在、直営の施設及び今後新規に設置される施設については、指定管理者制度の活用について検討を行います。

< 公の施設についての現況と取組み >

【平成 17 年 3 月 31 日現在の状況】

施設の種類	管理区分	指定管理者 制度導入済	管理委託 導入済	地方公共団体直営	
				業務委託実施済	全部直営
(1)レクリエーション・スポーツ施設		1	15	2	32
(2)産業振興施設		0	12	0	10
(3)基盤施設		0	1	0	37
(4)文教施設		0	9	0	21
(5)医療・社会福祉施設		2	54	10	30
(6)その他		0	100	4	41
計		3	191	16	171

【平成 17 年度から平成 21 年度までの取組目標】

施設の種類	年 度	内 容	財政効果額(千円)
(1)レクリエーション・スポーツ施設	21までに 17から 21までに 21までに	18年度から譲渡を検討、21年度実施(1施設) 指定管理者制度を導入(13施設) 指定管理者制度導入を検討(10施設) 管理のあり方を検討(7施設)	2,900
(2)産業振興施設	18 21までに 21までに	指定管理者制度を導入(4施設) 指定管理者制度導入を検討(2施設) 管理のあり方を検討(3施設)	3,800
(4)文教施設	18までに 18 21までに	廃止を検討(1施設) 指定管理者制度を導入(3施設) 管理のあり方を検討(1施設)	42,000
(5)医療・社会福祉施設	21までに 18 21までに	廃止を検討(2施設) 指定管理者制度を導入(15施設) 管理のあり方を検討(3施設)	359,800
(6)その他	20までに 21までに 21までに	廃止を検討(1施設) 民間への譲渡を検討(1施設) 管理のあり方を検討(1施設)	7,300

< その他の事務について >

【平成17年3月31日現在の状況】

事務事業の種類	管理区分			
	全部委託	一部委託	全部直営	該当なし
(1)本庁舎清掃	○			
(2)本庁舎夜間警備	○			
(3)案内・受付			○	
(4)電話交換			○	
(5)公用車運転		○		
(6)し尿処理	○			
(7)一般ごみ収集		○		
(8)学校給食(調理)		○		
(9)学校給食(運搬)			○	
(10)学校用務員事務			○	
(11)水道メーター検針		○		
(12)道路維持補修・清掃等			○	
(13)ホームヘルパー派遣	○			
(14)在宅配食サービス	○			
(15)情報処理・庁内情報システム維持		○		
(16)ホームページ作成・運営		○		
(17)調査・集計		○		
(18)総務関係事務(給与・旅費・福利厚生等)			○	
(19)その他				

【平成17年度から平成21年度までの取組目標】

取組項目	年度	内容	財政効果額(千円)
学校給食(調理・運搬)	18から	全部委託を検討する	

3. 定員管理・給与の適正化等

(1) 定員管理の数値目標

数値目標の基本的な考え方

新たな行政課題や社会情勢の変化に弾力的かつ的確に対応するため、北秋田市定員適正化計画を策定し、計画的な定員管理に取り組みます。

また、組織機構改革による部、課の統廃合、行政評価システムによる事務事業の見直し、指定管理者制度を活用した施設等の管理、再任用職員の任用等を継続して実施することにより、定員の抑制を図り職員定数の見直しを着実に実行します。

数値目標の設定

平成17年度から平成21年度までの計画期間中の定員については、職員の年齢構成上、団塊の世代を中心とした多くの職員が計画期間内に退職を迎えるため、職員年齢構成の平準化を図ることを目標とし、全体で98人(14.8%)減員する計画とします。

採用者・退職者の見込み

平成17年4月1日から平成22年4月1日までの採用者・退職者の見込みは、下記のとおりです。

区 分	年 度						計
	17	18	19	20	21	22	
総職員数	664(44)	645(42)	633(42)	606(41)	578(40)	566(39)	
採用予定数	9	2(1)	6	13	13	5	48(1)
退職者予定数	21(2)	18(1)	40(1)	41(1)	17(1)	24(1)	161(7)
対前年比増減数	0	▲19	▲12	▲27	▲28	▲12	▲98
対H17比純減割合		2.9%	4.7%	8.7%	13.0%	14.8%	

(単位:人)

* () は内数で公営企業職員

* 上記表は正職員のみ記載

* 平成17年定員管理調査報告数値

平成17年4月1日 703人 うち臨時職員39名

定員管理の適正化に伴う財政効果

【平成17年度から平成21年度までの取組目標】

取組項目	年度	内容	財政効果額(千円)
職員削減	17から	全体で98人(14.8%)減員する。	828,100

(2) 平成11年4月1日から平成16年4月1日までの純減実績

平成11年4月1日から平成16年4月1日までの実績は下記のとおりです。

職 種	年 度						計
	11	12	13	14	15	16	
総職員数	745	737	735	722	695	683	
対前年度比増減数		▲8	▲2	▲13	▲27	▲12	▲62
対H17比純減割合		1.0%	1.3%	3.1%	7.2%	9.1%	

(3) 定員適正化計画について

合併以前の旧4町においては、これまでもそれぞれに定員適正化計画に沿って、国の定員モデルや類似団体職員状況との比較による分析等を参考に、適正な定員規模、適切な職員配置に努めてきたところです。平成17年3月22日に合併したことにより、新たな行政課題や社会情勢の変化に弾力的かつ的確に対応するため、計画的な管理に取り組むものです。

本市における適正な職員数を考える時、他市に比較して単に職員数の多寡を考えるのではなく、今後行う公共サービスのあり方等を検討する必要があります。

少子高齢化が進展する中で、人口は年々減少傾向にあり、複雑多様化する行政需要に的確に対応することが求められていますが、これらの要因や計画期間内に団塊世代の職員の多くが退職を迎えようとしていることから、これを機会に全庁的なスリム化の目標設定に取組み、組織の統廃合、事務の民間委託、事務事業の見直し及び事務のOA化等への積極的な取組みを前提とした計画を策定する必要があります。

(4) 給与の適正化

本市における給与については、これまでも旧4町それぞれの行政改革大綱に基づき給与の適正化に努めるとともに、総人件費の抑制を図ってきたところです。

職員の給与制度については、市民の納得と支持が得られる給与制度・運用・水準の適正化が求められていることから、国による給与制度改革を見据え、新たな給与制度を構築していく必要があります。

【平成17年度から21年度までの取組目標】

取組項目	年度	内容	財政効果額(千円)
不適正な昇給運用の是正	17から	定年退職者の退職時特別昇給の廃止	25,000

(5) 特殊勤務手当の見直し

特殊勤務手当は、その支給要件として「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない」と認められるものに従事する職員に、その特殊性に応じて支給する」ものです。

本市においては、急速な技術の進歩等による業務内容の変化、職務の困難性の軽減化等により、本来の支給要件に照らしその支給が妥当かどうかの再検討が必要になったことから、行政改革大綱に基づき、平成16年度までに見直しを行ってきたところです。

見直しの内容としては、特殊性の有無、業務実態及び支給の実績、国、県等の状況を基準に検討を行い、手当ての廃止をはじめ、支給対象業務の見直しを行ってきました。今後も、国、県等の動向を踏まえ見直しを行っていきます。

【平成17年度から21年度までの取組目標】

取組項目	年 度	内 容	財政効果額(千円)
特殊勤務手当の適正化	17から	特殊勤務手当の見直し	10,000
その他の手当の適正化	18から	管理職手当の支給率の見直し	96,000

(6) 定員・給与等の状況の公表

市民に対する説明責任の充実を図るため、他団体と比較可能な様式に準拠し、毎年広報及びホームページにて公表します。

4 . 組織・機構の見直し

(1) 組織・機構の見直し

自立性と柔軟性、機動性を備え新たな行政課題に対応できる組織・機構の整備に取り組むとともに、高度化、多様化する業務に機動的、機能的に対応する職員の活

用により、組織の総合力を高めます。

今後、平成18年度から平成20年度までに約100名の退職者が予定されていることから、遊休施設の活用、支所機能の検証等を踏まえた、機構の再編を検討しているところです。

【平成17年度から21年度までの取組目標】

取組項目	年 度	内 容	財政効果額（千円）
機構改革	18から	職員の減少や高度化・多様化する業務へ柔軟に対応するため機構改革を検討	
施設の有効利用	17から	遊休施設の効率的利用を検討	
支所の機能の再編	18から	支所機能の充実に向け、これまでの役割・機能などを検証し、より効果的な地域づくりができる支所体制の見直しを検討	
保育園の統廃合	19から	竜森保育所の廃止	9,000
幼稚園の統合	18検討 19実施	鷹巣北・西幼稚園の統廃合	30,000
小中学校の再編	18検討 21実施	小学校・中学校の再編を図る	

(2) 付属機関等の見直し

社会経済の変化等に伴い、必要性が低下したり、初期の目的を達成した付属機関等の統廃合を進め、見直しを図ります。

市政への市民参加の促進と開かれた市政の推進のため、会議の活性化や透明性の確保、公募委員の拡大、女性委員の選任率の向上などに努めます。

【平成17年度から21年度までの取組目標】

取組項目	年 度	内 容	財政効果額（千円）
審議会等の整理・合理化	18から	必要性が低下したものの、初期の目的を達成した各種審議会の整理・合理化の推進	4,000
審議会等の委員の選任	18から	審議会等の委員の選任等に関する指針を策定し、委員数や委員構成等がより適正になるよう見直しを行い、公募委員の選任率の拡大や女性委員の積極的な選任に取り組む	

5 . 第三セクターの見直し

第三セクターは、それぞれの時代の要請に応じて設立されたものであり、市の行政施策と密接に連携しながら、公共サービスの提供主体の一つとして重要な役割を担ってきましたが、社会経済環境の変化により、それらを取り巻く状況は大変厳しくなっています。

更に、新たに指定管理者制度が導入され、公の施設の管理に関して、民間事業者の参入も可能となったことから、公の施設の管理を受託している関与法人にとっては、その事業基盤に大きく影響を及ぼすものであり、まさにそのあり方が問われています。

本市においては、国の指針である第三セクター改革の流れを踏まえて、関与法人の役割等を再検討し、関与法人の統廃合や市の関与のあり方について抜本的な見直しを図ります。

* 関与法人：出資比率25%以上の法人

< 既存法人の見直し >

16年度末時点における関与法人 6法人（財団法人 1、商法法人5）

第三セクターの統廃合・整理等見直しに関する総合的な指針・計画の策定

【平成17年度から21年度までの取組目標】

取組項目	年度	内容
指針・計画策定	18	全ての関与法人を対象とする総合的な指針・計画の策定

第三セクターの統廃合・整理等見直しの実施予定

【平成11年度から16年度までの取組実績】

取組項目	年度	内容
組織の統合	14	森吉山観光開発（株）と森吉町観光開発公社の統合

【平成17年度から21年度までの取組目標】

取組項目	年 度	内 容
組織の統合	21	2法人について統合を検討

< 監査・点検評価・情報公開の体制等 >

監査及び点検評価・情報公開の今後の整備目標

【平成17年度から21年度までの取組目標】

取組項目	年 度	内 容
外部監査体制	18	全ての関与法人に関して、透明性を確保するため外部の専門家による監査体制を確保するなど、監査のあり方を検討
定期的な点検評価体制の確保	21	関与法人のうち、連続して3回以上赤字を計上している法人に関して、外部の有識者による点検評価を行う体制を確保
財務諸表、点検評価の結果	21	全ての関与法人に関して、財務諸表の概要や点検評価結果を広報等で掲載
財政支援の状況・必要性・今後の見通し	21	財政支援の多い関与法人について、支援状況、必要性、今後の見通しについて広報等で掲載

< 第三セクターの役職員と給与の見直し >

役職員数の削減計画

【平成17年度から21年度までの取組目標】

取組項目	年 度	内 容
役職員数の削減計画	18	総合的な指針・計画の中で目標を設定

給与の見直し計画

【平成17年度から21年度までの取組目標】

取組項目	年 度	内 容
給与の見直し計画	18	総合的な指針・計画の中で目標を設定

6. 経費節減等の財政効果

(1) 経費の節減合理化等財政の健全化

すべての事務事業について、常にコスト意識を持ち、経費全般にわたって徹底し

た見直しを行うことにより、節減・合理化を図るとともに、厳正な執行に努めます。

各種補助金等について、公益上の必要性、効果、経費負担のあり方などを検証し、見直しを図ります。

また、市民が財政状況を総合的に把握できるような情報をわかりやすく提供することが必要であり、財政指標のほか、バランスシート等を作成し公表を行います。

【平成17年度から21年度までの取組目標】

取組項目	年 度	内 容	財政効果額（千円）
補助金の整理・合理化	17から	新規補助金は、スクラップ・アンド・ビルドを基本に抑制する。また、補助対象内容の分析を行い、対象事業の状況により見直しを行う。	15,000
財政状況の公表	17から	予算・決算状況・各種財政指標等の財政状況を広報やホームページなどを通じて、わかりやすい形でまた、バランスシートなども取り入れながら公表する。	
施策・事業の選択と重点化	17から	緊急性や効果、財源措置など点検・見直しを行い、施策・事業の選択と重点化に取り組む	

(2) 自主財源の確保

「三位一体の改革」における税源移譲や税負担の公正確保の必要性などから、市税等各種収入金について、それぞれ目標数値を設定し、一層の収納率向上に取り組み、自主財源の確保に努めます。

また、滞納整理の効果的推進と進行管理による収納率の向上を図るとともに、納税意識を高めるため市民啓発に努めます。

【平成16年度までの収納率】

(単位:%)

区分・年度	旧町名	平成14年度	平成15年度	平成16年度
個人市民税	鷹巣町	98.52	98.64	98.58
	合川町	98.27	98.94	
	森吉町	98.96	99.10	
	阿仁町	99.06	99.43	
法人市民税	鷹巣町	98.58	98.62	99.24
	合川町	98.88	100	
	森吉町	99.48	99.80	
	阿仁町	98.92	100	
固定資産税	鷹巣町	96.61	96.60	96.86
	合川町	96.61	96.59	
	森吉町	97.32	97.46	
	阿仁町	98.11	98.11	
軽自動車税	鷹巣町	98.04	97.95	97.97
	合川町	98.76	98.82	
	森吉町	99.52	99.16	
	阿仁町	99.59	99.45	
国民健康保険税	鷹巣町	94.12	94.13	94.02
	合川町	95.54	96.22	
	森吉町	96.18	94.52	
	阿仁町	97.77	97.96	

*平成16年度については、新市で算出

【平成17年度から21年度までの目標収納率(現年課税分)】

(単位:%)

区分・年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	H21-H17 (増減率)
個人市民税	98.6	98.6	98.7	98.8	98.9	0.3
法人市民税	99.3	99.4	99.5	99.6	99.7	0.4
固定資産税	96.9	97	97.1	97.2	97.3	0.4
軽自動車税	98.0	98.1	98.2	98.3	98.4	0.4
国民健康保険税	95.5	95.6	95.6	95.6	95.7	0.2

【平成17年度から21年度までの目標収納率(滞納分)】

(単位:%)

区分・年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	H21-H17 (増減率)
個人市民税	12.0	12.5	13.0	13.5	14.0	2.0
法人市民税	29.0	29.5	30.0	30.5	31.0	2.0
固定資産税	27.0	27.5	28.0	28.5	29.0	2.0
軽自動車税	13.0	13.5	14.0	14.5	15.0	2.0
国民健康保険税	13.2	13.7	14.2	14.7	15.2	2.0

【平成17年度から21年度までの取組目標】

取組項目	年 度	内 容	財政効果額（千円）
収納率の向上	17から	市税の収納率向上を図るため、広報等の活用による納税促進や、滞納防止を促す。納税については、納税貯蓄組合への加入を推進するほか、口座振替納付についても積極的に施策を講じる。また、滞納繰越分については、毎年度滞納整理方針を策定し、重点期間を設定し支所との連携による臨戸訪問徴収や納税誓約、納税相談の充実を図り、負担の公平と自主財源の確保を図る。	12,000

（3）受益者負担の適正化

使用料・手数料など市民負担については、サービスに要するコストの縮減に努めるとともに、負担の公平確保や受益者負担の原則に則り、サービスに応じた適正な水準での設定・見直しに努め、負担の適正化を図ります。

【平成17年度から21年度までの取組目標】

取組項目	年 度	内 容	財政効果額（千円）
使用料・手数料の見直し	18から	受益と負担の適正化を図るため、行政コストに対する標準的な負担割合を検討し、見直しを行う。また、現在徴収していない行政サービスについても新たな徴収を検討する。その他減免規定についても見直しを検討する。	

< 経費節減等の財政効果 >

(単位：千円)

項目		合計	H17	H18	H19	H20	H21		
歳入	超過課税の実施、法定外税新設								
	税の徴収対策	12,000	1,000	2,000	3,000	3,000	3,000		
	使用料・手数料の見直し								
	未利用財産の売り払い等								
	その他								
歳出	職員削減(議員含む)	うち退職者の不補充	828,100	160,550	101,400	228,150	236,600	101,400	
		職員	給料	25,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	人件費削減	給与等削減	手当	106,000	2,000	26,000	26,000	26,000	26,000
			三役等特別職	給料					
		議員	手当						
			報酬						
		手当							
		計	959,100	167,550	132,400	259,150	267,600	132,400	
		その他							
		うち福利厚生事業							
		組織の統廃合	39,000			13,000	13,000	13,000	
		民間委託による事務事業削減	415,800	500	86,100	89,400	120,400	119,400	
		うち指定管理者制度導入によるもの	388,700	500	83,400	83,400	111,200	110,200	
		施設等維持費の見直し							
		補助金等の整理合理化	42,000	3,000	3,000	12,000	12,000	12,000	
	投資的経費の見直し								
	内部管理経費の見直し								
	その他事務事業の整理合理化	4,000		1,000	1,000	1,000	1,000		
	その他								
	合計	1,471,900	172,050	224,500	377,550	417,000	280,800		

7. 地方公営企業の経営改革

地方公営企業については、経営の健全化を図るため、民間委託等による効率的な業務運営を進めるとともに、公営企業職員の定員管理や給与の適正化を図ります。また、計画性のある企業経営を推進し、市民の理解を得ながら使用料や受益者負担等の適正化に取り組みます。

(1) 病院事業

病院経営を取り巻く環境は、診療報酬の見直し、医療保険制度改革、疾病構造の変化などにより大きく変化し、これらの変化に適切に対応していくことが急務と

なっています。

阿仁病院では、病院事業に自主性と責任を持ち、企業としての経営組織体制を整備し、民間の経営手法の導入を図り安定強化し、効率的で良質な医療を提供していきます。

< 経営改革の推進 >

【平成 11 年度から 16 年度までの実績】

取組項目	年 度	内 容
民間委託等の導入	11 から	給食業務、清掃業務、医療事務の民間委託
収益増への取組み	15 から 16 から	新たな施設基準取得による収入（療養病床） 療養病床の廃止

【平成 17 年度から 21 年度までの取組目標】

取組項目	年 度	内 容	財政効果額（千円）
民間委託等の導入	17 から	宿直業務、看護助手業務、薬局事務業務、検査事務業務の民間委託	12,000
収益増への取組み	17 から	新たな施設基準取得による収入増（入院基本料）	68,000
事業の統廃合	17 検討 21 実施	病院事業の統廃合	

< 定員管理・給与の適正化 >

定員管理の適正化及び給与の適正化

市職員の定員適正化計画及び給与の適正化に基づき適正化を図ります。

定員管理・給与の適正化の公表状況

広報やホームページを通じて公表します。

< 経費節減等の財政効果 >

【平成 17 年度から 21 年度までの取組目標】

- ・ 収入関係：未集金の徴収対策、新たな施設基準取得による収入増(平成 17 年度)
- ・ 支出関係：民間的経営手法の導入による事務事業費削減（宿直業務、薬局事務業務、

検査事務業務の民間委託)(平成17年度)

(2) 水道事業(上水道事業・簡易水道事業)

水道事業体としての経営安定を図るため、収益の向上、料金の適正化・経費の節減等に努めます。また、施設の整備を実施し、安定給水に努め安全性・効率性を十分に検討し民間委託の導入を図るなど経営基盤強化への取組みを一層強化します。

< 経営改革の推進 >

【平成11年度から16年度までの実績】

取組項目	年 度	内 容
民間委託の導入(上水道事業)	11から	水質検査業務、検針業務 浄水場警備保全業務(鷹巣地区)
民間委託の導入(簡易水道事業)	11から	水質検査業務、検針業務 浄水施設等維持管理業務(合川・森吉地区)

【平成17年度から21年度までの取組目標】

取組項目	年 度	内 容	財政効果額(千円)
組織・体制の見直し (上水道事業・簡易水道事業)	18検討	下水道課(下水道事業・農業集落排水事業等)との組織統合を検討、維持管理体制の見直し	
収益増への取組み	18検討	使用料金の見直しを検討	

< 定員管理・給与の適正化 >

定員管理の適正化及び給与の適正化

市職員の定員適正化計画及び給与の適正化に基づき適正化を図ります。

定員管理・給与の適正化の公表状況

広報やホームページを通じて公表します。

< 経費節減等の財政効果 >

【平成17年度から21年度までの取組目標】

上水道事業

- ・収入関係：未納者への督促状の送付及び個別訪問による料金徴収、下水道普及に伴う新規加入促進(平成17年度)
- ・支出関係：特殊勤務手当の見直し(平成17年度)水道課と下水道課の統合、水道料金システムの導入による事務の見直し、検針体制の見直し(平成18年度検討)

簡易水道事業

- ・収入関係：未納者への督促状の送付及び個別訪問による料金徴収、下水道普及に伴う新規加入促進(平成17年度)、水道料金の見直し(平成18年度検討)
- ・支出関係：特殊勤務手当の見直し(平成17年度)水道課と下水道課の統合、水道料金システムの導入による事務の見直し、検針体制の見直し(平成18年度検討)

(3) 下水道事業(公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水事業・特定地域生活排水処理事業)

継続して安定的な下水道事業の収益が見込まれる健全経営の確保を図るため、徴収事務の強化、経費節減等の施策を確実に実行するとともに、使用料の増収のために下水道の一層の普及促進を行うなど、下水道事業の合理的な経営を図ります。

<経営改革の推進>

【平成11年度から16年度までの実績】

取組項目	年度	内容
民間委託の導入(公共下水道)	11から	水質・汚泥分析業務、処理場運転管理業務、汚泥運搬業務、管路調査業務
民間委託の導入(特定環境保全公共下水道)	14から	水質・汚泥分析業務、処理場運転管理業務、汚泥運搬業務、管路調査業務
民間委託の導入(農業集落排水事業)	11から	処理場運転管理業務、汚泥運搬業務、水質分析業務
民間委託の導入(特定地域生活排水処理事業)	14から	施設維持管理業務

【平成17年度から21年度までの取組目標】

取組項目	年 度	内 容	財政効果額（千円）
組織体制の見直し （公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水事業・特定地域生活排水処理事業）	18 検討	水道課（上水道事業・簡易水道事業）との組織統合	
収益増への取組み	18 検討	使用料金の見直し、水洗化率向上のための普及活動の強化	

< 定員管理・給与の適正化 >

定員管理の適正化及び給与の適正化

市職員の定員適正化計画及び給与の適正化に基づき適正化を図ります。

定員管理・給与の適正化の公表状況

広報やホームページを通じて公表します。

< 経費節減等の財政効果 >

【平成17年度から21年度までの取組目標】

- 公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水事業・特定地域生活排水処理事業
- ・収入関係：督促状送付及び戸別訪問による料金・分担金徴収強化、使用料金見直し検討、啓蒙普及活動による水洗化率の向上（平成18年度）
- ・支出関係：維持管理業務一括発注による委託コストの見直し（平成17年度）、下水道課と水道課の統合検討（平成18年度）、下水道料金システムの導入による事務の見直し（平成20年度）

（4）宅地造成事業

宅地造成の残地の解消については、定住人口確保に大きな影響を及ぼすとともに、企業会計の原則である経済性と公共性の調和のもと、効率的運営を図ります。

< 経営改革の推進 >

【平成 1 1 年度から 1 6 年度までの実績】

取組項目	年 度	内 容
収益増加への取組み	1 6 から	未利用資産の売り払いの強化

【平成 1 7 年度から 2 1 年度までの取組目標】

取組項目	年 度	内 容	財政効果額（千円）
収益増加への取組み	1 7 から	未利用資産の売り払い強化	2 2 , 0 0 0

< 定員管理・給与の適正化 >

定員管理の適正化及び給与の適正化

市職員の定員適正化計画及び給与の適正化に基づき適正化を図ります。

定員管理・給与の適正化の公表状況

広報やホームページを通じて公表します。

< 経費節減等の財政効果 >

【平成 1 7 年度から 2 1 年度までの取組目標】

- ・ 収入関係：分譲残地の販売（平成 1 7 年度）
- ・ 支出関係：分譲残地の販売対策委員会の設置を検討（平成 1 8 年度）

改革により目指すもの

市民と協働し、信頼される市政

北秋田市総合計画において、「市民との協働によるまちづくりの実行」を掲げており、市民と行政との協働を施策の基本とし、市民参加の拡充や協働のしくみづくりを進めるとともに、その基盤である情報提供・情報公開を充実し、市民に信頼される開かれた市政を進めます。

次代の変化に柔軟に対応する行財政

市民と行政の役割分担を見直し、住民ニーズや時代の変化に的確に対応した組織体制や事務事業の見直しを行い、限られた行政資源（財源・人員）を活かすとともに、職員自らが行政経費への意識を明確にし、効果的・効率的な行財政運営を目指します。